

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区西院高山寺町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	63
道路土工	m3	30	切削オーバーレイ工	m2	245
舗装打換え工	m2	226	排水構造物工	m	47
区画線工	式	1	道路附属施設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、西院地区バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画のうち、バリアフリー化を図るべき経路に位置付けられた四条通（一般府道嵐山西院線）において、歩道の拡幅を行い、安全で快適な歩行空間の確保を図るものである。	
--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	前回	円
		今回		今回	
内	工 事 価 格	前回	円	前回	円
		今回		今回	
	訳 消費税相当額	前回	円	前回	円
		今回		今回	
支	給 品 費	前回	円	前回	円
		今回		今回	

見積参考資料(本工事)

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路土工	残土処理工	廃路盤材処分	廃路盤材		m3	7,140	処分費	管理費区分T
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（一般部（1））	製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む		m	40,880	材工共	
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（一般部（2））	製品長：2m, 基礎碎石・敷モルタル含む		m	34,880	材工共	
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（段差部）	製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む		m	49,080	材工共	
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（横断部（1））	製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む		m	44,080	材工共	
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（横断部（2））	製品長：2m, 基礎碎石・敷モルタル含む		m	37,380	材工共	
排水構造物工	側溝工	プレキャストL型側溝（街渠柵部）	製品長：1m, グレーチング 蓋含む		m	97,180	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック処分			t	80,000	処分費	管理費区分T

見積参考資料(公共関連)

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
舗装工	特殊舗装工	視覚障害者誘導標示	熔融式		m2	51,490	材工共	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年8月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年8月	
基 準 適 用 年 月	2025年8月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工 (夜間施工)		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	30				(概) 小規模
路床盛土工 (夜間施工)		式	1				
路床盛土 現場発生土流用	施工幅員:2.5m未満	m3	0.7				(概)
残土処理工 (夜間施工)		式	1				
廃路盤材運搬	機械積込, DID区間:有, 10km以上20km未満	m3	30				(概)
廃路盤材処分	廃路盤材	m3	30				
舗装工		式	1				
切削オーバーレイ工 (車道舗装(本線部(1)) (夜間施工)		式	1				
切削オーバーレイ	平均切削深さ:7cmを超え12cm以下, 舗設層数:二層, アスファルト材料種類(一層):各種, アスファルト材料種類(二層):各種	m2	59				
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	6				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	6				
切削オーバーレイ工 (車道舗装(本線部(2)) (夜間施工, 半たわみ性舗装)			式	1				
切削オーバーレイ		平均切削深さ:7cmを超え12cm以下, 舗設層数:二層, アスファルト材料種類(一層):各種, アスファルト材料種類(二層):各種	m2	39				
セメントミルク浸透		施工厚:40mm, 材料種類:浸透用セメントミルク(超速硬型), 使用量:1008L/100m2	m2	39				
殻運搬(路面切削)		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	4				
殻処分		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	4				
舗装打換え工 (車道舗装(路肩部(1))) (夜間施工)			式	1				
不陸整正		補充材:無	m2	16				
下層路盤		路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生粒度調整砕石(RM-30), 仕上り厚:80mm	m2	16				
上層路盤		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:150mm	m2	16				
基層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:60mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	16				
表層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生密粒度アスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2	16				
舗装打換え工 (車道舗装(路肩部(2))) (夜間施工, 半たわみ性舗装)			式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
不陸整正		補充材:無	m2	8				
下層路盤		路盤材種類:各種,路盤材規格:再生粒度調整碎石(RM-30),仕上り厚:80mm	m2	8				
上層路盤		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25),仕上り厚:150mm	m2	8				
基層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	8				
表層		材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満),材料規格:開粒度アスファルト混合物(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	8				
セメントミルク浸透		施工厚:40mm,材料種類:浸透用セメントミルク(超速硬型),使用量:1008L/100m2	m2	8				
舗装打換え工 (車道舗装(巻込み部(1)) (夜間施工)			式	1				
不陸整正		補充材:有	m2	2				
上層路盤		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25),仕上り厚:150mm	m2	2				
基層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	2				
表層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスファルト混合物(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	2				
舗装打換え工 (歩道舗装) (夜間施工)			式	1				
フィルター層		材料種類:山砂,仕上り厚:50mm	m2	185				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
上層路盤		路盤材種類:路盤材(各種), 路盤材規格:RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	185				
透水シート		長繊維強化繊維系(スパンボンド®不織布), 重量100g/m2, 強度175N/5cm	m2	185				
インターロッキング®ブロック舗装		ブロック規格:特殊品, 直線配列, t=6cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材厚:30mm, 施工規模:100m2以上	m2	185				
特殊舗装工 (夜間施工)			式	1				
フィルター層		材料種類:山砂, 仕上り厚：50mm	m2	4				
上層路盤		路盤材種類:路盤材(各種), 路盤材規格:RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	4				
透水シート		長繊維強化繊維系(スパンボンド®不織布), 重量100g/m2, 強度175N/5cm	m2	4				
視覚障害者誘導ブロック		ブロック規格:点字(透水性), 30cm*30cm, t=6cm	m2	4				
排水構造物工			式	1				
作業土工 (夜間施工)			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	9				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:現場発生土	m3	8				(概) 小規模
埋戻し (参考数量) (購入土)		土質区分:土砂, 土質:RM-30	m3	5				(概) 小規模

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
街渠板工 （夜間施工）			式	1				
現場打街渠板 （横断部）		コンクリート規格：超速硬コンクリート（3h圧縮強度240kg/cm2）	m	13				（概）
側溝工 （夜間施工）			式	1				
プレキャストL型側溝 （一般部（1））		製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む	m	2				
プレキャストL型側溝 （一般部（2））		製品長：2m, 基礎碎石・敷モルタル含む	m	8				
プレキャストL型側溝 （段差部）		製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む	m	2				
プレキャストL型側溝 （横断部（1））		製品長：1m, 基礎碎石・敷モルタル含む	m	1				
プレキャストL型側溝 （横断部（2））		製品長：2m, 基礎碎石・敷モルタル含む	m	18				
プレキャストL型側溝 （街渠柵部）		製品長：1m, グレーチング 蓋含む	m	2				
現場打L型街渠 （一般部）		コンクリート規格：超速硬コンクリート（3h圧縮強度240kg/cm2）	m	1				（概）
管渠工 （夜間施工）			式	1				
暗渠排水管 （下水接続管）		作業区分：据付, 管種別：直管, 管径：50～150mm	m	5				（概）
集水柵・マンホール工 （夜間施工）			式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャスト街渠柵		柵規格:600*995*950	箇所	2				(概) 参考重量:1135kg/ 基
雨水柵上部改修		コンクリート規格:超速硬コンクリート(3h圧縮強度240kg/cm2),クレーチング蓋400×500用 T-2 細目	箇所	1				(概)
縁石工			式	1				
作業土工 (夜間施工)			式	1				
埋戻し (参考数量) (購入土)		土質区分:土砂, 土質:RM-30	m3	0.9				(概) 小規模
縁石工 (夜間施工)			式	1				
歩車道境界ブロック (横断部)		ブロック規格:B種(横断部, 京都市80型)	m	13				(概)
防護柵工			式	1				
防止柵工 (夜間施工)			式	1				
転落(横断)防止柵		柵高:0.8m, 作業区分:プレキャストコンクリートブロック建込	m	15				(概)
作業土工 (夜間施工)			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	0.7				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:現場発生土	m3	0.6				(概) 小規模

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し (参考数量) (購入土)	土質区分:土砂,土質:RM-30	m3	0.3				(概) 小規模
車止めボルト工 (夜間施工)		式	1				
車止めボルト	車止めボルト径:130mm,車止めボルト長さ:800mm	本	5				
区画線工		式	1				
区画線工 (夜間施工)		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	16				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	5				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	43				
溶融式区画線 (文字:バス停)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				(概) 15cm換算:L=16.0m
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工 (夜間施工)		式	1				
防護柵(横断・転落防止柵)撤去		m	13				(概)
作業土工 (夜間施工)		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り （参考数量）	土質:土砂	m3	0.3				(概) 小規模
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂, 土質:現場発生土	m3	0.3				(概) 小規模
埋戻し （参考数量） （購入土）	土質区分:土砂, 土質:RM-30	m3	9				(概) 小規模
構造物取壊し工 （夜間施工）		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	7				
舗装版切断 （路面切削部）	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	3				
舗装版切断 （舗装打換え部）	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	85				
舗装版破碎 （舗装打換え部）	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm	m2	120				
排水構造物撤去工 （夜間施工）		式	1				
蓋版撤去	蓋種類:グレートンク蓋	枚	25				(概)
蓋版撤去	蓋種類:タクトイル蓋	枚	1				(概)
道路付属施設撤去工 （夜間施工）		式	1				
車線分離標撤去	施工区分:穿孔式(3本脚), 施工規模:10本以上30本未満	本	10				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ブロック舗装撤去工 （夜間施工）			式	1				
インターロッキングブロック撤去		撤去のみ, t=6cm, 施工規模:100m2以上	m2	110				
特殊ブロック撤去		ブロック規格:視覚障害者誘導ブロック	m2	1				(概)
ブロック積込		機械積込	m3	6				(概)
運搬処理工 （夜間施工）			式	1				
殻運搬		殻種別:アスファルト殻	m3	31				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	14				
廃プラスチック運搬		DID地区:有, 運搬距離:0km以上5.0km未満, 人力積込含む	t	0.02				(概)
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	31				
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	14				
廃プラスチック処分			t	0.02				
現場発生品運搬		発生材種類:鋼材(ヘビ- H1), 積込・荷卸含む	t	0.3				(概)
スクラップ		スクラップ 種類:鋼材(ヘビ- H1)	t	-0.3				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工			式	1				
交通管理工 （夜間施工）			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	100				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の19.6%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
切削オーバーレイ工		式	1				
切削オーバーレイ	平均切削深さ:7cmを超え12cm以下, 舗設層数:二層, アスファルト材料種類(一層):各種, アスファルト材料種類(二層):各種	m2	147				
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	15				
殻処分	殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	15				
舗装打換え工 (車道舗装(巻込み部(2)) (夜間施工)		式	1				
不陸整正	補充材の有無:有	m2	15				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:150mm	m2	15				
基層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:60mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	15				
表層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生密粒度アスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	15				
特殊舗装工 (夜間施工)		式	1				
視覚障害者誘導標示	溶融式	m2	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その１）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮復旧舗装工 （夜間施工）			式	1				
表層 （車道部）		材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚:50mm未満)	m2	24				
表層 （歩道部）		材料規格:再生密粒度アスファルト混合物(13), 舗装厚:30mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚:50mm未満)	m2	30				
区画線工			式	1				
区画線工 （夜間施工）			式	1				
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	6				
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:破線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	8				
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セグアラ 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	16				
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セグアラ 45cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	2				(概)
溶融式区画線 （駐車禁止標示）		施工方法区分:貼付式(溶融式), 規格・仕様区分:黄色, 実線 15cm	m	34				(概)
矢羽根(幹線道路)		800*1600, 密粒度As用	箇所	2				(概)
道路付属施設工			式	1				
作業土工 （夜間施工）			式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	10				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:流用土	m3	10				(概) 小規模
埋戻し (参考数量) (購入土)	土質区分:土砂, 土質:購入土(RM-30)	m3	3				(概) 小規模
照明工 (夜間施工)		式	1				
照明柱基礎	基礎型式:現場打基礎コンクリート	基	1				(概)
道路照明灯移設	撤去・再設置	基	1				(概)
車両感知器移設工 (夜間施工)		式	1				
車両感知器移設	撤去・再設置	基	1				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工 (夜間施工)		式	1				
舗装版切断 (路面切削部)	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	55				
舗装版切断 (舗装打換え部)	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	4				
舗装版破碎 (舗装打換え部)	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm	m2	15				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎 （仮復旧舗装部（車道部））	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：5cm	m2	24				
舗装版破碎 （仮復旧舗装部（歩道部））	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：3cm	m2	30				
運搬処理工 （夜間施工）		式	1				
殻運搬	殻種別：アスファルト殻	m3	6				
殻処分	殻種別：アスファルト殻	m3	6				
仮設工		式	1				
交通管理工 （夜間施工）		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	30				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の129.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（四条通）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費	運搬距離:4.4km	台	2				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（公共関連）

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 歩道整備工事（四条通）（その１）

工事場所 京都市右京区西院高山寺町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（適用）（電気関係工事）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。加えて電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和7年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月、国土交通省）によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書、並びに上記の電気通信設備工事関連の各仕様書を常備しなければならない。

国土交通省ホームページ（電気関係工事）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html>

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 京都市交通局が、本工事にあわせてバス停（バス停名：西大路四条（阪急・嵐電西院駅）の上屋設置を予定しているため、上屋設置の施工業者と密に連携を取ること。
- 2 本工事区間は、道路交通法第80条に基づく道路協議のうち、京都府警本部による確認を要する区間であり、協議書の提出から回答まで時間を要する（約2週間）ことから、交通規制図等は早期に作成し、監督員へ提出すること。
- 3 本工事にあわせて、NTTが管理している電柱の移設を予定している。移設にあわせて、電柱に共架されている車両感知器の移設も必要となるため、管理者の京都府警と調整すること。
なお、車両感知器の移設にあたり、感知器本体は再利用し、その他アームやケーブル等は新設を想定しているが、電柱の移設位置や京都府警との調整結果で詳細を決定するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（施工時間）

施工は夜間とし、標準的な作業時間帯は、21時～6時とする。ただし、関係機関及び地元住民等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第8条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第9条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
電柱	N T T	各所	未	別途調整	移設	要
関電人孔	関西電力	各所	未	別途調整	高さ調整	要
下水人孔	上下水道局	各所	未	別途調整	高さ調整	要
警察人孔	京都府警	各所	未	別途調整	高さ調整	要

第10条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	2～5名	交通誘導警備員B 2～5名	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第11条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品	備考
舗装打換え工(歩道舗装)	透水シート	透水シート	本工事
	インターロッキングブロック舗装	インターロッキングブロック	本工事
オーバーレイ工 (車道舗装(本線部(2)))	セメントミルク	浸透用セメントミルク(超速硬型)	本工事
舗装打換え工 (車道舗装(路肩部(2)))			
特殊舗装	視覚障害者誘導ブロック	視覚障害者誘導ブロック	本工事
集水桝・マンホール工	プレキャスト街渠桝	グレーチング蓋 各種	本工事
	雨水桝上部改修		本工事
防護柵工	転落(横断)防止柵	横断防止柵	本工事
車止めポスト工	車止めポスト	車止めポスト	本工事
区画線工	溶融式区画線 (駐車禁止標示)	路面標示材 各種	公共関連
	矢羽根(幹線道路)		公共関連

第12条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第13条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	切削後の状況
仮復旧舗装工 (車道部・歩道部)	表層	舗装面積の出来形確認
特殊舗装工	視覚障害者誘導ブロック	配置等の確認
	視覚障害者誘導標示	
区画線工	矢羽根（幹線道路）	配置等の確認

第14条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
占用企業者の地下埋設物確認	地下埋設物の位置、深さ及び幅について確認

第15条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工 種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
アスファルト舗装	アスファルト混合物	外観検査 (目視)	随時	排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む

4 建設副産物に関する事項

第16条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 （切削・掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 11.5km
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1、王子瓜ノ尾96番1、桜木22番4	設計運搬距離 L = 13.3km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 10.4km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽馬廻町25	設計運搬距離 L = 4.8km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L = 5.5km

第17条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第18条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の6週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第19条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第20条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第21条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

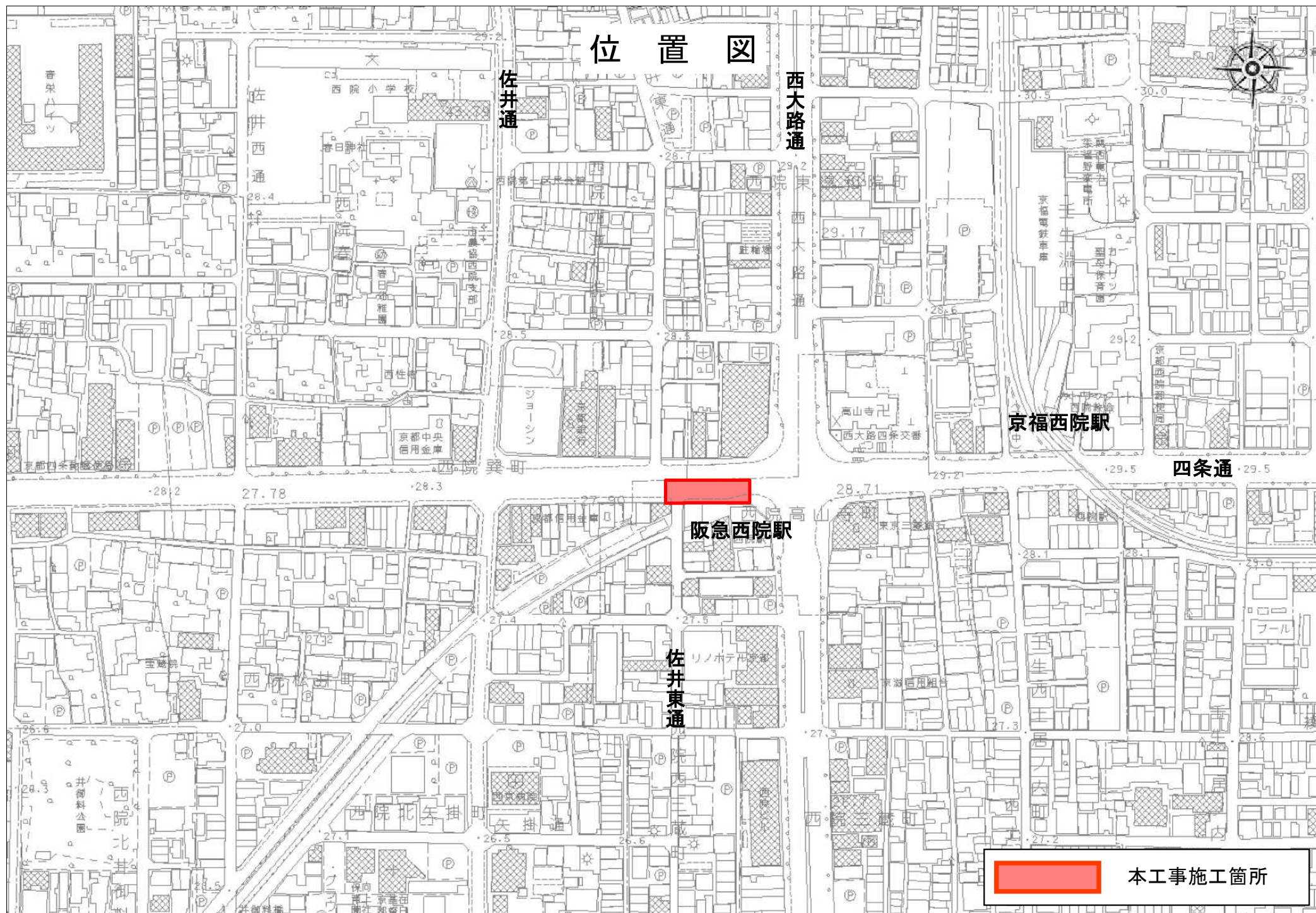
第22条(その他事項)

1 週間工程表について、前週木曜日の17時までに電子メールで監督職員へ送ること。

2 監督職員の指示があった場合、施工箇所近隣に対して、施工する前週金曜日までに週間工程表等の配布により、工事を周知すること。

- 3 本工事場所は、車両及び歩行者の通行量が多いことから、以下の事項について十分留意すること。
 - ・路面仮復旧の状態を十分良好に保つよう留意し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - ・車道、歩道及び路側帯の通行に支障が生じないように、養生方法と規制方法を検討すること。
 - ・仮歩道の設置などにより、歩行者と車両の分離を徹底すること。
- 4 作業時間外における建設機械（重建設機械を含む）や工事材料等による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 5 本工事の引渡し完了するまでの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 6 監督職員の指示または承諾等は、原則として書面で行わなければならないが、その書面及び添付図面、添付資料等は請負者が作成し提出すること。
- 7 民地に近接して施工する場合、誤って家屋等を損傷することのないよう注意して施工すること

位置図



本工事施工箇所